

意見の概要と町の考え方等について

案件名	寄居町障害者計画・第4期寄居町障害福祉計画（平成27年度～29年度）（案）
意見の募集期間	平成26年12月10日（水）から平成27年1月9日（金）
意見の提出数	1名（8件）

	頁	項目	意見の概要	町の考え方
1	24	(2)障害者総合支援法 ②障害者の範囲の見直し	「支援の対象が身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害者を含む）」を「支援の対象が身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害者、高次脳機能障害を含む）」に直していただきたい。	「支援の対象が身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害者を含む）」を「支援の対象が身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害者、高次脳機能障害を含む）」に記述を改める。
2	33	③精神保健の強化	高次脳機能障害が精神障害に含まれるということなど、高次脳機能障害についての「正しい知識の普及・啓発」をしていただきたい。	「精神疾患と精神保健福祉サービスについての普及・啓発を図る」を「精神疾患と精神保健福祉サービスについて、毎年10月の精神保健福祉普及運動週間に町広報誌等で普及・啓発に努める。」に記述を改める。
3	33	③精神保健の強化	啓発については、特に高次脳機能障害の認知度は低いので、他の障害も含め、啓発前後の効果が数字で分かる形で実施することを記していただけませんか。	計画策定のために町が行った「福祉に関するアンケート調査」の設問において、障害への理解度の調査を実施していませんので、記することができません。

4	32	(1)保健対策の充実	高次脳機能障害の早期発見・早期診断についても触れてください。	「また、ストレス社会の中で増加する精神障害の発生に対しては、早期治療と社会復帰などを促進するための相談事業等を展開し、精神保健に関する情報の提供に努めます。」を「また、ストレス社会の中で増加する精神障害(発達障害、高次脳機能障害を含む)の発生に対しては、早期の発見・診断・治療と社会復帰などを促進するための相談事業等を展開し、精神保健に関する情報の提供に努めます。」に記述を改める。
5	55	②介護サービスの提供	脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった第2号被保険者への支援を念頭に、「介護保険担当課と障害福祉担当の連携を強め、切れ目のない相談支援に取り組むこと」旨のことを計画に記してください。	事業内容に「・若年性認知症や脳血管疾患が原因で高次脳機能障害となった第2号被保険者への切れ目のない支援のため、介護保険担当、障害福祉担当との連携を強化。」を追加する。
6	51	(2)生活支援の充実	早期発見・早期診断で浮かび上がってきた高次脳機能障害の方への具体的な支援策(例えば「日中活動の場の確保」)を記してください。	30 ページ 1 重点的な取り組み (2)交流機会の充実と相談支援の提供体制の確保 のところで、「本町では、障害者の健康増進と自立の促進を図ることを目的に、平成24年4月に「寄居町障害者交流センター」を設置し、地域活動に参加するための施設として交流の促進を図っています。」を「本町では、身体、知的、精神(発達障害、高次脳機能障害を含む)障害者の健康増進と自立の促進を図ることを目的に、平成24年4月に「寄居町障害者交流センター」を設置し、地域活動に参加するための施設として今後も交流の促進を図っていきます。」に記述を改める。

7	61	②相談体制の強化(地域生活支援事業)	<p>発達障害者や高次脳機能障害者への相談について、寄居町が埼玉県と連携して計画的に整備していくことを記してください。</p>	<p>平成 27 年度～29 年度 のところに、「身体、知的、精神（発達障害、高次脳機能障害を含む）障害者に対する相談、助言、情報提供などの相談体制の充実に努め、県や医療機関などの関係機関と連携を図る。」を追加する。</p>
8	71	計画相談支援(サービス利用支援・継続サービス利用支援)	<p>第 2 号被保険者で介護保険制度のケアプラン作成対象の若年性認知症や脳卒中の後遺症による高次脳機能障害の方に対して、介護保険サービスだけでなく障害福祉サービス等の利用計画がスムーズに作成されるよう、介護保険サービスと障害福祉サービスの連携体制を計画的に整備していくことを記してください。</p>	<p>76・77 ページ ○相談支援 のところに、「若年性認知症や脳血管疾患が原因で高次脳機能障害となった、介護保険制度の第 2 号被保険者の方に対して、介護保険サービスだけでなく、必要に応じ障害福祉サービス等の利用計画がスムーズに作成されるよう、介護保険担当、障害福祉担当との連携の強化を図ります。」を追加する。</p>